

## 参考資料

- 第7回資料2 - 1 「各制度の資金提供形態について」・・・・・・・・・・ 1
- 第7回資料2 - 2 「個人補助制度における経理の機関委任等の状況について」・・・・・・・・ 2
- 第8回資料2 - 1 「研究従事者への人件費支出等について」・・・・・・・・・・ 3
- 第7回資料1 - 1 「政府研究開発データベースによる競争的研究資金制度の実績データ解析について」(一部抜粋、追加)・・・・・・・・・・ 4～9
- 第8回資料 1 「政府研究開発データベースによる競争的研究資金制度の実績データ解析について(若手向け制度に関する追加)」(一部抜粋)・・・・・・・・ 10

# H15年度に実施される競争的研究資金制度の資金提供形態

第7回 資料2-1

①個人補助、②機関補助、③委託、④その他

省庁名	担当機関	制度名	配分先 (各欄に記載した機関に所属した研究者が主任研究者であることを示す)					エフオート記載の導入年度
			同校立国立、高大等大学、大専等専門、共学国	機関立試験研究	独立行政法人	研校立公、高立機公等大、関設専学、試門験学公	専学企益特、門、業法殊、学私、人、法、校立私、人、等、高立民、等大間公	
総務省	本省	戦略的情報通信研究開発推進制度	③	③	③	③	③	H14年度
	通信・放送機構	情報通信分野における基礎研究推進制度	③	③	③	③	③	H13年度
		ギガビットネットワーク活用研究開発制度	③	③	③	③	③	H13年度
		新たな通信・放送事業分野開拓のための先進的技術開発支援	①②	①②	①②	①②	①②	H14年度
		民間基盤技術研究促進制度					③※1	H13年度
消防庁	消防防災科学技術研究推進制度	③	③	③	③	③	検討中	
文部科学省	本省 日本学術振興会	科学研究費補助金	①※2	①※3	①※3	①※4	①※5	H13年度より「基盤研究(S)」及び「学術創成研究費」について導入。他種目への導入は検討中。
	科学技術振興事業団 (平成15年10月以降 独立行政法人科学技術振興機構)	戦略的創造研究推進事業	④基本的にはJSTが直接執行し、研究をサポート(一部委託)	④基本的にはJSTが直接執行し、研究をサポート(一部委託)	④基本的にはJSTが直接執行し、研究をサポート(一部委託)	④基本的にはJSTが直接執行し、研究をサポート(一部委託)	④基本的にはJSTが直接執行し、研究をサポート(一部委託)	H13年度
	本省	科学技術振興調整費	④示達	④示達	③	③	③	H13年度
	本省	独創的革新技術開発研究提案公募制度 (産学官連携イノベーション創出事業の一部)	①	①	①	①	①又は② (②は公益法人、民間企業のみ)	H14年度
	本省	大学発ベンチャー創出支援制度 (産学官連携イノベーション創出事業の一部)	①	①	①	①	①※6	H14年度
	独立行政法人科学技術振興機構	大学発ベンチャー創出事業 (平成15年度新規採択課題より)	③の方向で検討中	③の方向で検討中	③の方向で検討中	③の方向で検討中	③の方向で検討中	H15年度
	本省	未来開拓学術研究費補助金 (H13年度より継続分のみ)	①	①	①	①	①※6	
厚生労働省	本省	厚生労働科学研究費補助金	①	①	①	①	①	H14年度
	医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構	保健医療分野における基礎研究推進事業	③	④共同研究	③	③	③	検討中
農林水産省	生物系特定産業技術研究推進機構/ (15年10月以降、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構(仮称))	新技術・新分野創出のための基礎研究推進事業	③	④共同研究	③	③	③	H14年度
		新事業創出研究開発事業	③	④共同研究	③	③	③	//
	独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構(仮称)	生物系産業創出のための異分野融合研究支援事業	③	④共同研究	③	③	③	H15年度
	本省	民間結集型アグリビジネス創出技術開発事業					②	//
	本省	先端技術を活用した農林水産研究高度化事業	③		③	③	③	H14年度
経済産業省	新エネルギー・産業技術総合開発機構	産業技術研究助成事業	①	①	①	①	①※7	H13年度
国土交通省	運輸施設整備事業団	運輸分野における基礎的研究推進制度	③	④共同研究	③	③	③	H15年度
	本省	建設技術研究開発助成制度	①※8			①※8	①※9 ②※10	H14年度
環境省	本省	地球環境研究総合推進費	③	④所属府省予算へ移替え後示達	③所管府省予算へ移替え後委託	③	③	H14年度
	本省	環境技術開発等推進費	①	④所属府省予算へ移替え後示達	③所管府省予算へ移替え後委託	②	②	H14年度
	本省	廃棄物処理等科学研究費補助金	①	①	①	①	①	H14年度

     は特殊法人により配分される制度  
     は個人補助制度

- ※1 民間の登記法人に限る
- ※2 対象には、大学評価・学位授与機構、及び国立学校財務センターを含む。
- ※3 学術研究を行うものとして文部科学大臣が指定するものが対象。
- ※4 公設試験研究機関については、学術研究を行うものとして文部科学大臣が指定するものが対象。
- ※5 特殊法人及び公益法人は、学術研究を行うものとして文部科学大臣が指定するものが対象であり、民間企業は対象外。
- ※6 特殊法人は研究開発を行っているものが対象であり、公益法人、民間企業は対象外。
- ※7 民間企業、公益法人は対象外。私立大学、特殊法人(非株式会社形態のもの)等を対象。
- ※8 大学及び大学の附属研究機関を対象
- ※9 公益法人、私立大学、大学の附属試験研究機関及び国土交通大臣が適当と認める法人を対象
- ※10 公益法人及び国土交通大臣が適当と認める法人が該当

個人補助金制度の研究者所属機関との関係に係る規定及びこれを定めている文書について

配分機関	通信・放送機構	文部科学省、 日本学術振興会	文部科学省	文部科学省	厚生労働省	新エネルギー・ 産業技術総合開発機構	国土交通省	環境省	環境省	
制度名称	新たな通信・放送事業分野開拓のための先進的技術開発支援	科学研究費補助金	独創的革新技術開発研究提案公募制度	大学等発ベンチャー創出支援制度	厚生労働科学研究費補助金	産業技術研究助成事業	建設技術研究開発助成制度	環境技術開発等推進費	廃棄物処理等科学研究費補助金	
○ 研究代表者の個人研究である場合は、同一機関内での研究分担	研究代表者の所属機関を経由して申請することとされているか	されている(国際共同研究助成) ※なお、本制度には3つのプログラム(国際共同研究助成、先進技術型研究開発助成、および高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成)があるが、国際共同研究助成以外は実質的には機関補助であり、個人補助の実績はほとんどない。「平成14年度応募案内(国際共同研究助成)P6、2、(4)」	されている(平成15年度科学研究費補助金(科学研究費、研究成果公開促進費)公募要領 I 2、(3)① 申請方法)	されていない。但し、代表者、研究代表者又は分担研究者が申請課題に従事することについて、本人は確認して承諾を、それぞれの所属機関から同意を得なければならない。(平成14年度公募要領P9 3、(1)②、同(2)等)	されていない。申請に際して、申請者(代表者)、研究代表者または分担研究者が申請課題に従事することについて、所属機関の同意を得なければならない。「厚生労働科学研究費補助金取扱規程 第10条」	申請書は研究代表者が申請することとなっているが、その際に必ず所属機関長による承諾書の提出を義務付けており、研究内容の把握等は可能となっている。また、研究分担者についても、研究分担者が自ら所属機関長による承諾書を提出することを義務付けている。例「平成14年度公募要領応募様式(別添1)」	されていない。ただし、研究代表者及び共同研究者が機関に属している場合には、応募書類として機関長による承諾書を提出しなければならない。(平成14年度募集要領P14 様式A-7)	されていない。しかしながら、平成15年度より、個人補助の経理を所属機関の代表者に委任するよう検討しているところ。	されている。「平成14年度廃棄物処理等科学研究費補助金交付要綱」の第14条に記載 ※補助対象経費額が500万円以上の場合、研究代表者が所属する研究機関の長が、500万円未満の場合は研究代表者が申請する。(ただし、研究者の所属する機関等の長による承諾書はともに必要。)	
	補助金の受領及び経理を研究代表者の所属機関の代表者に委任することとされているか	所属機関の代表者への委任規定はないが、所属機関の経理担当者が経理を行うこととする旨規定している(国際共同研究助成)。「平成14年度応募案内(国際共同研究助成)P14、3、(2)」 ※国際共同研究助成以外については上欄の※記載のとおり。	されている(科学研究費の取扱いについて(通知) I 科学研究費の交付先)	原則、されている。(平成14年度公募要領 P12 4、(2)④等)	原則、されている(公募要領p11(2)④)	補助金の経理は原則として研究者の所属機関の長に委任することとし、補助金の受領は任意としている。例「厚生労働科学研究費補助金における事務委任について(平成13年7月5日厚科第332号厚生科学課長決定)1。」	原則、所属機関へ委任することとしている。例「平成14年度公募要領3、事業のスキーム(4)助成対象経費に係る経理事務」	されていない	されていない。しかしながら、平成15年度より、個人補助の経理を所属機関の代表者に委任するよう検討しているところ。	されている。「平成14年度廃棄物処理等科学研究費補助金交付要綱」の第14条に記載 ※補助対象経費額が500万円以上の場合、研究代表者が所属する研究機関の長が、500万円未満の場合は研究代表者が申請する。(ただし、研究者の所属する機関等の長による承諾書はともに必要。)
	実績報告書について、研究代表者の機関を経由して提出することとされているか	されていない	されている(科学研究費の取扱いについて(通知) IV 1 各年度終了時の手続)	されていない。(補助事業の手引き 第2章 6、(3)①及び②等)	されていない	実績報告書の提出する時は、研究者の所属機関の長が経費所要額精算書を作成し、主任研究者がこれを含めて実績報告書を提出することとしている。「厚生労働科学研究費補助金取扱細則 14」	決算報告書の作成等助成金の管理は原則、所属機関が行うこととなり、最終的な実績報告書の提出については研究代表者が行うこととなっている。	されていない	されていない。しかしながら、平成15年度より、研究代表者の所属機関の代表者より提出するよう検討しているところ。	されている ※特に記載は無いが、申請時と同様である。
○ 研究代表者と研究分担者の所属機関が異なる場合	研究代表者の所属機関を経由して申請することとされているか。また、研究分担者及びその所属機関の承諾を求めているか。	されている(国際共同研究助成) ※なお、本制度には3つのプログラム(国際共同研究助成、先進技術型研究開発助成、および高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成)があるが、国際共同研究助成以外は実質的には機関補助であり、個人補助の実績はほとんどない。「平成14年度応募案内(国際共同研究助成)P6、2、(4)」	されている(平成15年度科学研究費補助金(科学研究費、研究成果公開促進費)公募要領 I 2、(3)① 申請方法 I 2、(1)③ 3) 承諾書)	されていない。但し、代表者、研究代表者又は分担研究者が申請課題に従事することについて、本人は確認して承諾を、それぞれの所属機関から同意を得なければならない。(平成14年度公募要領P9 3、(1)②、同(2)等)	されていない。申請に際して、申請者(代表者)、研究代表者または分担研究者が申請課題に従事することについて、所属機関の同意を得なければならない。「厚生労働科学研究費補助金取扱規程 第10条」	申請書は研究代表者が申請することとなっているが、その際に必ず所属機関長による承諾書の提出を義務付けており、研究内容の把握等は可能となっている。また、研究分担者についても、研究分担者が自ら所属機関長による承諾書を提出することを義務付けている。例「平成14年度公募要領応募様式(別添1)」	されていない。ただし、研究代表者及び共同研究者が機関に属している場合には、応募書類として機関長による承諾書を提出しなければならない。(平成14年度募集要領P14 様式A-7)	されていない。しかしながら、平成15年度における公募においては、個人補助対象者(申請者が国立大学、大学等共同利用機関、国立高等専門学校に所属する場合のみ個人補助となる)からの申請に際し、所属機関の代表者の承諾、研究分担者及びその所属機関の承諾も得たうえで提出するよう検討しているところ。	されている。「平成14年度廃棄物処理等科学研究費補助金交付要綱」の第14条に記載 ※補助対象経費額が500万円以上の場合、研究代表者が所属する研究機関の長が、500万円未満の場合は研究代表者が申請する。(ただし、研究者の所属する機関等の長による承諾書はともに必要。)	
	補助金の受領及び経理を研究代表者の所属機関の代表者に委任することとされているか。また、研究分担者に配分する場合、研究分担者の所属機関の代表者に受領及び経理が委任されているか。	所属機関の代表者への委任規定はないが、所属機関の経理担当者が経理を行うこととする旨規定している(国際共同研究助成)。「平成14年度応募案内(国際共同研究助成)P14、3、(2)」 ※国際共同研究助成以外については上欄の※記載のとおり。	されている(科学研究費の取扱いについて(通知) I 科学研究費の交付先)	原則、されている。(平成14年度公募要領 P12 4、(2)④等)	原則、されている(公募要領p11(2)④)	補助金の経理は原則として研究者の所属機関の長に委任することとし、補助金の受領は任意としている。例「厚生労働科学研究費補助金における事務委任について(平成13年7月5日厚科第332号厚生科学課長決定)1。」	原則、研究代表者の所属機関へ委任することとしている。例「平成14年度公募要領3、事業のスキーム(4)助成対象経費に係る経理事務」また、研究分担者の研究費の配分は行っていない。	されていない	されていない。しかしながら、平成15年度より、研究代表者に対し、公認会計士等による補助金の適切な管理を求めるべく検討しているところ。また、研究分担者に対しては、研究代表者が委託契約より配分することとし、研究分担者の所属する機関の長に経理を委任するよう検討しているところ。	されている。「平成14年度廃棄物処理等科学研究費補助金交付要綱」の第19条及び交付申請書作成要領に記載
	実績報告書について、研究代表者の機関を経由して提出することとされているか。また、研究分担者の所属機関は当該分担者に関する報告内容を把握することとされているか。	されていない	されている(なお、研究内容の報告書については、研究分担者から直接研究代表者に報告され、研究代表者の責任で一括して作成される。科学研究費の取扱いについて(通知) IV 1 各年度終了時の手続)	されていない。(補助事業の手引き 第2章 6、(3)①及び②等)	されていない	研究代表者の機関を経由して提出することとはされていないが、分担研究者の所属機関の長は、当該分担研究者の経理状況を把握することとされている。	決算報告書の作成等助成金の管理は原則、所属機関が行うこととなり、最終的な実績報告書の提出については研究代表者が行うこととなっている。また、研究分担者への研究費の配分は行っていないため、研究分担者からの実績報告書の提出はない。	されていない	されていない。研究代表者からの実績報告は、機関経由とはならないが、上記のとおり、適切な管理を実施するよう求めていくこととする。また、研究分担者からの実績報告は、委託契約に基づき、研究分担者の所属する機関の長が委託者(研究代表者)に報告することを検討しているところ。	されている ※特に記載は無いが、申請時と同様である。

個人補助金制度のうち、廃止予定の制度、平成15年度より個人補助ではなくなる制度等は除外した。

研究従事者等への人件費の支出等について

制度名称	平成13年度予算額(百万円)	研究従事者の人件費の計上の可否	研究者本人の人件費の計上の可否	人件費支出額(千円)					雇用者数(人)			単価、制限等の有無	
				総計		研究従事者		本人(支出の対象としている制度のみ)	研究従事者		本人(支出の対象としている制度のみ)		
				金額	予算額比(%)	ポストク	博士課程在籍者		ポストク	博士課程在籍者			
総務省													
情報通信分野における基礎研究推進制度	1,500			233,341【総1】	15.6	-	-	190,159	-	-	100		×
ギガビットネットワーク活用研究開発制度	360			46,329【総1】	12.9	-	-	40,516	-	-	50		×
新たな通信・放送事業分野開拓のための先進的技術開発支援	390		【総2】	103,013	26.4	-	-	101,848【総3】	-	-	95【総3】		×
民間基盤技術研究促進制度	6,400			447,072	7.0	-	-	415,249【総3】	-	-	297【総3】		×
文部科学省													
科学研究費補助金	157,965		×	201,507	0.1	127,777	73,730	/	95	160	/		【文6】
戦略的創造研究推進事業【文1】	40,420		【文4】	4,223,204	10.4	3,346,332	228,611	648,261	580	400	387		×【文7】
科学技術振興調整費	34,310		【文5】	848,661	2.5	822,538	26,123	0	205	60	0		×【文7】
独創的革新技術開発研究提案公募制度【文2】	4,500		×	16,303	0.4	13,878	2,425	/	5	3	/		×【文7】
未来開拓学術研究費補助金【文3】	18,702		×	1,362,594	7.3	1,350,028	12,566	/	290	23	/		×【文7】
厚生労働省													
厚生労働科学研究費補助金	32,885	【厚1】	×	1,505,534	-	-	-	/	416【厚2】	-	/		
保健医療分野における基礎研究推進事業	11,286		×	451,259	4.0	451,259	0	/	90【延べ】	0	/		
農林水産省													
新技術・新分野創出のための基礎研究推進事業	5,228		【農1】	1,549,943	29.6	1,180,974	0	0	237	0	0		×
新事業創出研究開発事業	1,365		【農1】	367,095	26.9	89,457	0	198,715	18	0	133		×
経済産業省													
産業技術研究助成事業	4,247		×	144,051【総1】	3.4	-	-	/	54【総2】		/		×
国土交通省													
建設技術研究開発助成制度	100		×	2,577	2.6	0	122	/	0	1	/		×
運輸分野における基礎的研究推進制度	404		×	95,442	23.6	58,959	0	/	9	0	/		×
環境省													
環境技術開発等推進費	700		×	22,070	3.2	1,790	0	/	1	0	/		×
地球環境研究総合推進費	2,650		×	166,630【環1】	6.3	47,201	8,609	/	28	4	/		×
廃棄物処理等科学研究費	702	【環2】	×	39,335【資金の合計】	5.6	-	-	/	-	-	/		
計	324,114			11,825,960		7,490,193	352,186	1,594,748	1,974	651	1,062		
				予算額の3.5%					4,808千円/人	541千円/人			

本集計は現在実施されている各制度において、13年度の実績について、各省において、各制度毎、把握可能な範囲で調査を行ったものを集計したものである。それぞれ調査にあたっての前提等があり、代表として文部科学省における調査結果の留意事項を参考として下に示した。従って、ポストク等の内訳が不明なものも含まれており、「-」は不明を「/」は制度上対象外を示している。

- 【総1】 一部計画額ベースの数値を含む。
- 【総2】 一部のプログラム(国際共同研究助成)については×
- 【総3】 本人及び研究従事者を含めた合計。
- 【文1】 戦略的基礎研究推進事業、若手個人研究推進事業等を再編成し、平成14年度より戦略的創造研究推進事業として実施
- 【文2】 平成13年度までは革新的技術開発研究推進費補助金
- 【文3】 平成13年度までは出資金
- 【文4】 若手個人研究推進事業(さがけ21/PRESTO)において常勤の職に就いていない個人研究者本人については給与の支給が、常勤の職に就いている者については時間外兼業の報酬を支給することが可能。
- 【文5】 国の機関、独立行政法人等、公的資金により人件費を負担している機関以外へ科学技術総合研究委託費として配分する場合のみ研究者本人(研究代表者・研究分担者)へ人件費を支払うことが可能。
- 【厚1】 資金職員としてのみ計上可能
- 【厚2】 厚生労働科学研究推進事業によるポストク雇用
- 【農1】 ただし、公務員の給与等は人件費として計上できない。
- 【経1】 人件費は、受入派遣経費の執行額のうち、経理事務員の経費を除く額の集計。その他、謝金・雑役費にも研究従事者(7割以上等)の人件費が含まれている。
- 【経2】 雇用者数は、受入派遣経費による雇用者のうち、経理事務員を除く人数。その他、謝金・雑役費にも研究従事者として含まれている可能性がある。
- 【環1】 この総計は、研究従事者(ポストク又は博士課程在籍者)とともに、博士号取得者と同等の能力を有する研究従事者の人件費及び研究補助等の資金職員への支払分も含む額です。
- 【環2】 資金職員としてのみ計上可能

【人件費に関する単価、制限及び注釈等】

- 【文6】 各年度に申請する研究経費の中で、研究支援者の雇用のための経費が90%まで申請することが可能。
- 【文7】 研究経費に占める人件費の割合が100%になることなどは想定されていないため、人件費額の制限について明文化されていない。

<参考 人件費支出額・雇用者数についての留意事項(文部科学省調査分)>

上記人件費支出額・雇用者数については、文部科学省科学技術・学術政策局計画官付より、「競争的研究資金によるポストドクター等雇用の実績及び見込み調査」(平成14年10月21日付事務連絡)を各研究機関に依頼し、平成14年12月13日までに報告された回答をまとめたもの。数値は、現在も精査中であり、また一部、報告未提出の機関もあるため変更の可能性がある。

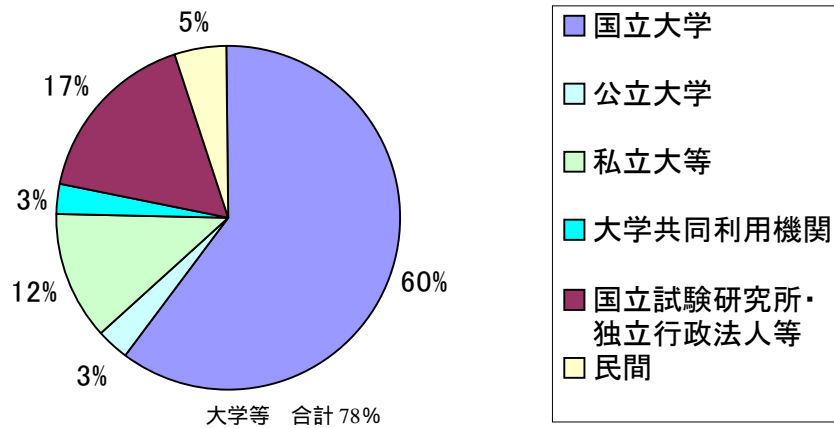
調査対象研究機関：国立大学99、公立大学75、私立大学514、短期大学526、高等専門学校62、その他国立試験研究機関、独立行政法人、財団法人等279 計1,555機関  
 (独創的革新技術開発研究提案公募制度については上記に加え、研究代表者、研究分担者の所属する民間企業についても調査を実施。また戦略的創造研究推進事業については、科学技術振興事業団に調査を依頼。)

調査回答研究機関：国立大学99、公立大学61、私立大学446、短期大学380、高等専門学校54、その他国立試験研究機関、独立行政法人、財団法人等193 計1,231機関 (うち人件費支出の該当のある機関は81機関)  
 (独創的革新技術開発研究提案公募制度については3企業より該当有りの回答)

研究従事者(ポストドクター、博士課程)：当該研究のために研究支援者として機関に引き続き3ヶ月以上雇用されたポストドクター、大学院博士後期課程在籍者とする。  
 <調査対象ポストドクターの定義>  
 ・博士号取得後、常勤の職に就いていない者  
 ・博士課程に標準就業年限以上在学し、所定の単位を修得の上退学した者で、博士の学位を取得した者に相当する能力を有すると認められる者(満期退学者)で、常勤の職に就いていない者

人件費支出額：当該研究者、支援者の各年度における支払い総額(給与、手当等含む。)とする。

## 競争的資金の配分状況(1) (2001年度実績値)

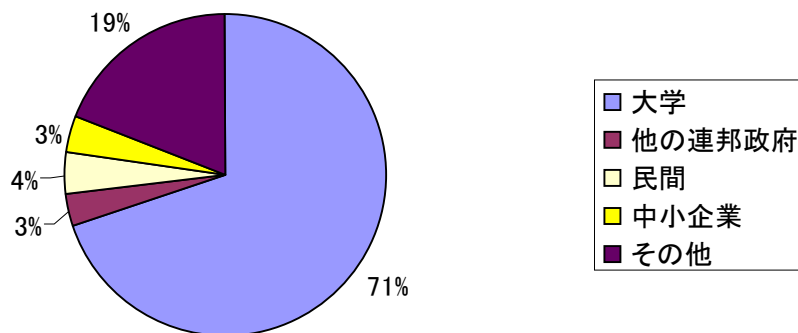


実施機関	国立大学	公立大学	私立大等	大学共同利用機関	国立試験研究所・独立行政法人等	民間	合計
金額	149,856,701	8,075,002	30,191,031	6,810,778	42,753,799	12,332,720	250,020,031
比率	59.9%	3.2%	12.1%	2.7%	17.1%	4.9%	100.0%

(単位：千円)

(出典：政府研究開発データベース)

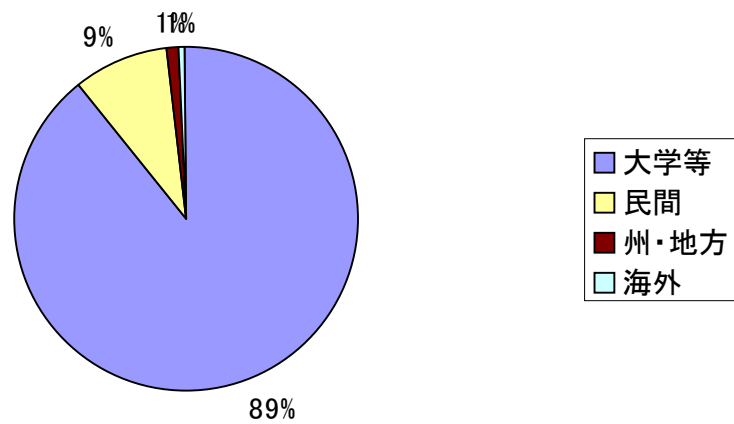
(参考) NSFにおける研究・教育支援活動投資分野別内訳(2001年度)



	金額(千ドル)	比率
大学	2,631,405	69.6%
他の連邦政府	125,823	3.3%
民間	162,176	4.3%
中小企業	130,977	3.5%
その他	728,989	19.3%
合計	3,779,370	100.0%

(出典：NSF FY2001 Accountability Report)

(参考) NIHの外部研究支援グラントの内訳(2000年度推定値)



	金額(百万ドル)	比率
大学等	12,847.4	89.3%
民間	1,310.8	9.1%
州・地方	158.7	1.1%
海外	74.1	0.5%
合計	14,391.0	100.0%

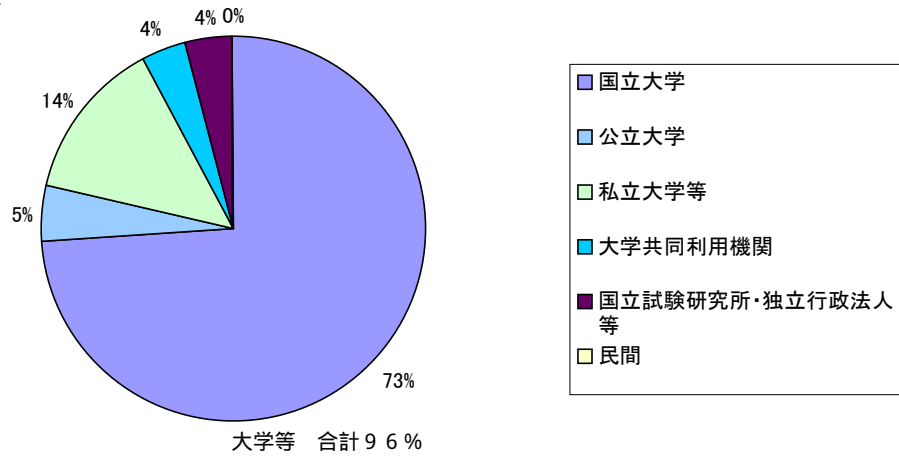
注：

- ・ 内部研究支援グラントは、4209.5 百万ドル (全体の22.6%)。
- ・ 大学等には、私立の非営利研究機関である病院等を含む。

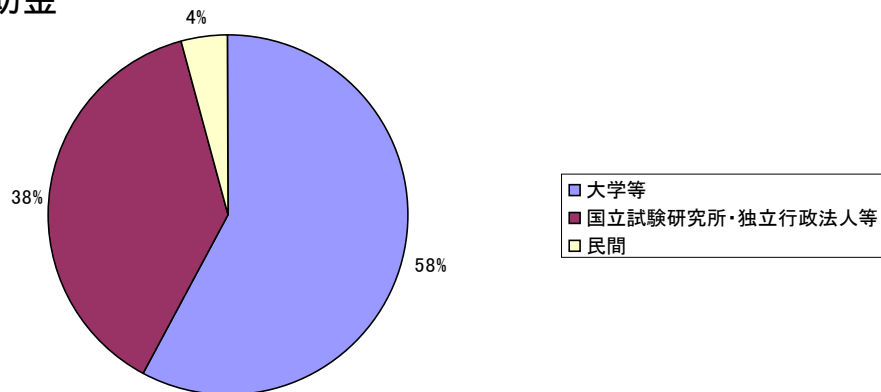
( 出典： NIH Office of Extramural Research Data )

## 競争的資金の配分状況(2) (2001年度実績値)

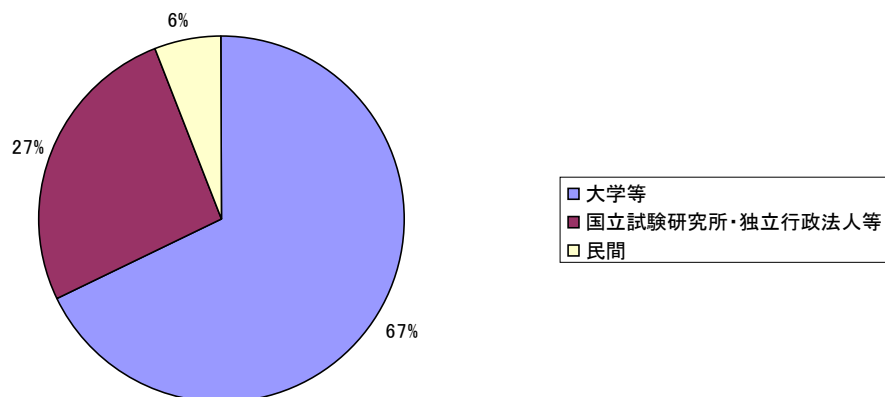
### 科学研究費補助金



### 厚生科学研究費補助金



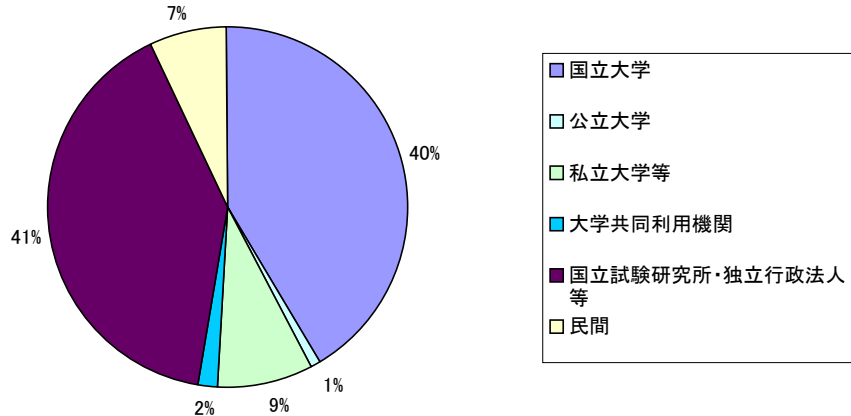
### 新エネルギー・産業技術総合開発機構



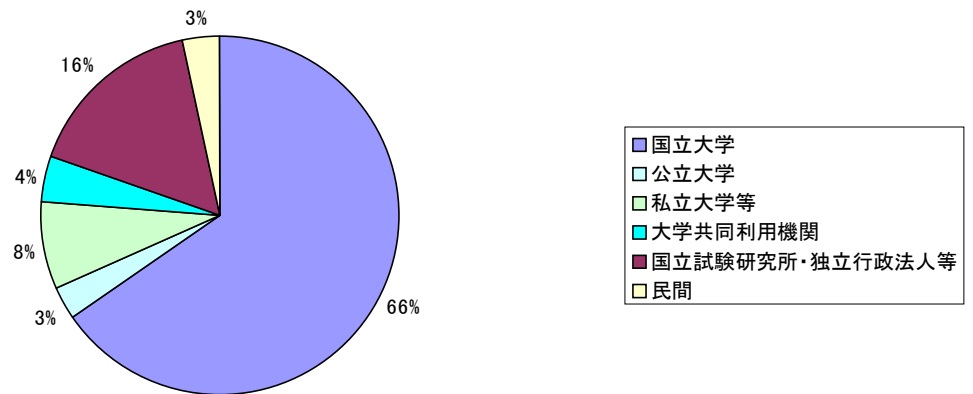
(出典：政府研究開発データベース)

# 競争的資金の配分状況(3) (2001年度実績値)

## 科学技術振興調整費



## 戦略的基礎研究



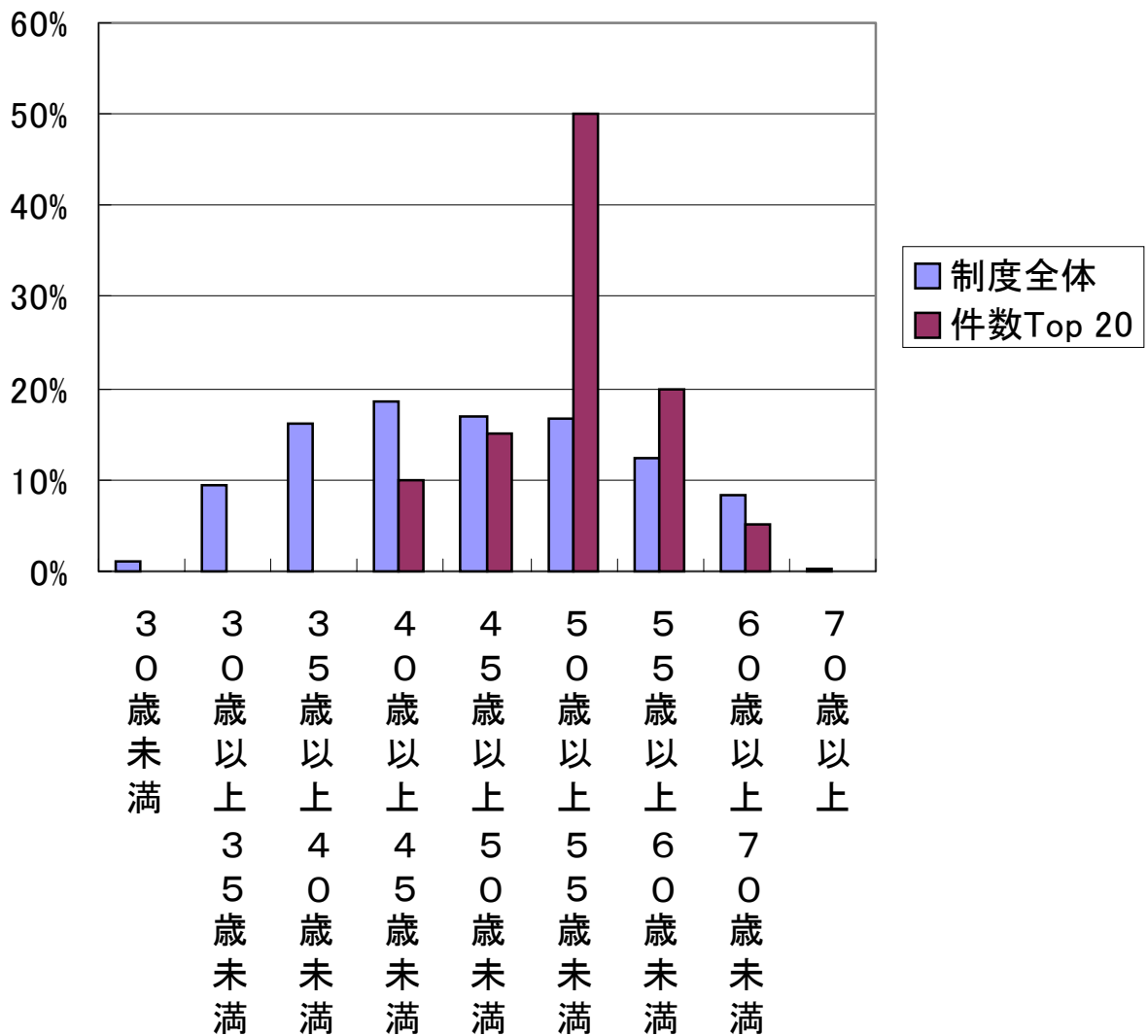
制度名	大学等	国立試験研究所・独立行政法人等	民間	合計
通信・放送機構・情報通信分野基礎研究推進	704,544	93,866	320,319	1,118,729
通信・放送機構・新通信・放送事業分野開拓・先進的技術開発支援	42,500	0	289,000	331,500
通信・放送機構・ギガビットネットワーク活用研究開発制度・拡充強化	138,865	33,461	96,385	268,711
通信・放送機構・民間基盤技術研究促進	0	0	5,010,486	5,010,486
総務省・情報通信ブレークスルー基礎研究21推進	36,100	0	0	36,100
総務省・周波数資源開発	12,000	0	0	12,000
総務省・量子情報通信技術研究開発	72,000	10,000	115,000	197,000
JST・戦略的基礎研究	18,786,355	3,843,653	779,781	23,409,789
JST・若手個人研究	3,799,129	1,101,363	178,975	5,079,467
JST・基礎的研究発展	910,089	38,880	25,000	973,969
JST・社会技術研究	96,823	7,248	26,745	130,816
日本学術振興会・未来開拓学術研究推進	15,137,104	51,655	0	15,188,759
文部科学省・革新的技術開発研究推進	2,792,000	260,000	496,300	3,548,300
科学研究費補助金	117,358,713	4,864,631	0	122,223,344
科学技術振興調整費	14,167,532	10,982,353	1,864,303	27,014,188
医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構・基礎研究推進	1,097,543	6,352,650	569,561	8,019,754
厚生科学研究費補助金	13,667,710	8,937,722	1,001,336	23,606,768
生物系特定産業技術研究推進機構・新技術・新分野基礎研究推進	3,270,640	1,483,560	37,000	4,791,200
生物系特定産業技術研究推進機構・新事業創出研究(2)	173,313	221,572	810,880	1,205,765
農林水産省・農林水産業技術研究強化・バイオニア特別研究	0	740,009	0	740,009
農林水産省・民間結集型アグリビジネス創出技術開発事業費補助	0	12,667	452,211	464,878
新エネルギー・産業技術総合開発機構	1,994,232	780,531	169,532	2,944,295
運輸施設整備事業団・競争的資金	158,753	174,721	26,560	360,034
国土交通省・建設技術研究開発助成	71,077	0	0	71,077
環境省・地球環境研究総合推進	119,941	2,095,760	0	2,215,701
環境省・環境技術開発等推進	24,353	384,606	46,506	455,465
環境省・廃棄物処理等科学研究	302,196	282,891	16,840	601,927
合計	194,933,512	42,753,799	12,332,720	250,020,031

(単位：千円)

7 (出典：政府研究開発データベース)



## 競争的研究資金における資金獲得者の年齢分布について

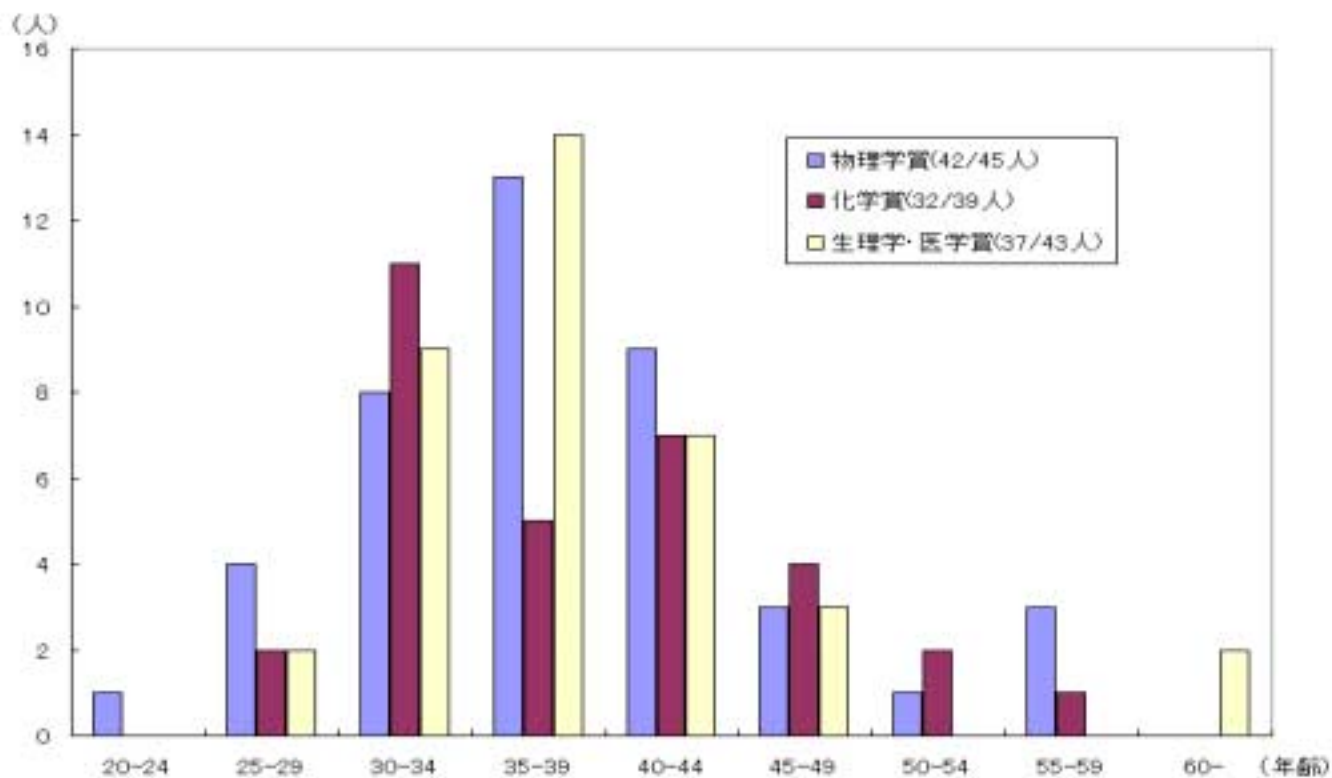


年代	制度全体	件数Top 20
30歳未満	1%	0%
30歳以上35歳未満	10%	0%
35歳以上40歳未満	16%	0%
40歳以上45歳未満	19%	10%
45歳以上50歳未満	17%	15%
50歳以上55歳未満	17%	50%
55歳以上60歳未満	12%	20%
60歳以上70歳未満	8%	5%
70歳以上	0%	0%

・制度全体に関しては、年代別の課題代表者数（＝課題数）の分布を算出

（出典：政府研究開発データベース）

(参考)ノーベル賞受賞者の業績を上げた年齢の分布  
(1981-2000年)



(出典：平成13年度版科学技術白書)

## 競争的研究資金における代表的な若手向けのプログラム

名称	組織	対象者	期間	1件当たりの 金額／年	予算 (2002年度)
科学研究費補助金制度 若手研究A	文部科学省	37才以下	2～3年	500万円～ 3千万円以下	19億円
若手研究B		37才以下	2～3年	500万円 以下	100億円
科学技術振興調整費 若手任期付研究員支援	文部科学省	35才以下 の任期付	任期内 5年限度	500万円～ 1千500万円 程度	15億円
若手個人研究推進事業	科学技術振興事 業団 (文部科学省)	35才以下 もしくは 博士号取 得後10年 以内	3年	1千万円～ 1千500万円	74億円 (2001年度)
産業技術助成事業	新エネルギー・ 産業技術総合 開発機構 (経済産業省)	35才以下 、講師・ 助手	3年以内	1千500万円 程度	52.8億円
新技術・新分野創出のための 基礎研究推進事業 若手研究者支援型	生物系特定産業 技術推進機構 (農林水産省)	39才以下	5年	約2千万円	8.5億円
地球環境研究総合推進費 課題検討調査研究 若手育成型	環境省	35才以下	1～2年	数百万円～ 1千万円	2千万円
戦略的情報通信研究開発推進 研究主体育成型研究開発	総務省	35才以下 (情報通 信分野)	3年以内	1千万円	4.5億円の 内数

注：科学技術振興事業団の若手個人研究は、2002年度から戦略的創造研究推進事業の中でさきがけプログラムとして再編成。

(出典：科学技術動向センター資料、  
科学技術振興事業団ホームページ)

## プログラムオフィサーに最低限付与されるべき役割

担当プログラムの方向付け	
研究動向の把握	有望な研究開発、優れた研究者の発掘(論文、特許、各種研究報告書等からの情報収集) 人的ネットワークの形成と維持、技術シーズの発掘(国内外の学会、セミナー等に出席)
プログラムの方針見直し案作成	研究動向及びワークショップ等での議論も踏まえて、 <u>プログラムの方針(案)(目的、目標、重点テーマ、新規テーマ設定)を作成。</u> その際、他のプログラムと調整、新規プログラムや新規領域設定の提案(融合分野や新規分野等)。 プログラムの方針(案)をプログラムディレクターに提言。
プログラムの方針の普及	学会、セミナー等に、配分機関の代表として出席し、プログラムの方針を説明等。

公募・審査・採択決定	
公募	プログラムの方針を説明。 研究者や研究機関のからの応募等に関する相談に対応。
申請書を受理	申請書の研究内容を把握。 プログラムの方針や基準に適合しない申請書は他のプログラムへ割り振り等。
事前評価及び採択決定	<u>評価者の選任(第一線の研究者・技術者)。</u> 外部評価の計画・実施。 評価結果やコメントのとりまとめと、審査報告書の作成。 <u>採択課題候補(案)の作成</u> ・外部評価の結果を参考にして、優先順位を付した採択課題候補(案)を作成( <u>優先順位付け</u> )。 ・評価コメントやエフォート等を踏まえ、どの課題にどの程度の資金提供を行うかを立案( <u>研究費の査定</u> )。 ・研究分担者の必要性や役割の適切さを判断。 ・他の制度において、同じ研究者による同じ研究内容の課題がないかを確認( <u>重複の排除</u> )。 採択課題候補(案)をプログラムディレクターに説明、提言。
申請者への評価結果・内容を開示	評価内容や不採択理由が記載された審査報告書の送付。 申請者からの質問、確認、相談等への対応。 不服申立への対応。 <u>採択課題について、研究計画の改善点を指摘。不採択の申請者にも助言(研究計画の改善)。</u>

フォローアップと事務管理	
各研究開発課題の進捗状況の把握と評価	年次報告書を通じて <u>進捗状況や予算執行の状況を把握</u> <u>課題の研究計画の変更を提言(中止・縮小・拡大を含む)</u> 終了課題の評価 プログラムの成果報告書を作成
その他の通常の業務	研究成果の公表や宣伝 成果を次の政策へ反映(Renewal、大規模なプログラムへの移行、プロジェクト化) プログラム全体の運営見直し等の提案